

# 全国一般神奈川

発行者  
 全国一般労働組合全国協議会神奈川  
 横浜市中区翁町 1-5-14  
 新見翁ビル4F  
 TEL. FAX.  
 045-319-4391

## 9・27 第23回定期大会へ！

### 「安心して働き、生活できる社会」の実現に向け、多くの組合員の参加で、大会を成功させよう！



組合員の皆さん！  
 全国一般神奈川は、来る9月27日、第23回定期大会を横浜市技能文化会館で開催します。今年大会は、コロナ感染拡大の中で、私たち労働者の雇用と生活が脅かされている状況下で、雇用と生活を守る労働組合本来の使命が問われる大会です。感染予防に最大限の注意を払いながら、大会の開催、運営を組合員の創意工夫で成功させていきましょう。

大会の意義は、1年間の取り組みを振り返りながら、次年度の活動に活かしていくことです。春闘をはじめとした各職場の取り組み、労働相談の仲間との共同の取り組み、丈夫屋、しらゆり歯科をはじめとした争議の取り組み、そして、この3月以降、コロナ感染が拡大していく過程での取り組みはどうだったのか、すべての組合員で確認することです。そして、私たち労働者を取り巻く社会状況、安倍政権が進めてきた「働き方改革」をはじめとした労働法制の改悪、そして、コロナ感染拡大の中で、新しい働き方（テレワーク、ワーケーション）や、新しい生活様式が、私たちの働き方、生活スタイルにどのような変化をもたらすのかしっかりと把握していくことです。そのうえで全国一般神奈川の秋以降の取り組みを組合員皆さんと議論し決定していくことです。とりわけ、感染拡大に伴う雇用破壊、生活破壊はこれから深刻化していくと考えられます。労働相談をはじめとした私たちの取り組みは非常に重要であると考えます。

コロナ感染拡大の中で、感染リスクを限りなく下げ、安心して参加できるようなするため、様々な制限を設けた大会となります。残念ながら、大会の目的の一つである組合員同士の交流、大会後の懇親会は中止とすることとし、大会参加者の人数制限や、議事進行も簡素化していくこと等、大会開催に向けて検討中です。厳しい状況ですが、組合員の皆さんと共に、第23回定期大会を成功させ、「安心して働き、安心して生活できる社会」の実現にむけた取り組みに邁進しましょう！

### 第23回定期大会に結集を！

9/27(日)  
 12:30開場  
 13:00開始  
 15:00終了

**横浜市技能文化会館 802**  
 〒231-8575  
 横浜市中区万代町2丁目4-7

く下げ、安心して参加できるようなするため、様々な制限を設けた大会となります。残念ながら、大会の目的の一つである組合員同士の交流、大会後の懇親会は中止とすることとし、大会参加者の人数制限や、議事進行も簡素化していくこと等、大会開催に向けて検討中です。厳しい状況ですが、組合員の皆さんと共に、第23回定期大会を成功させ、「安心して働き、安心して生活できる社会」の実現にむけた取り組みに邁進しましょう！

(委員長 沢口)

### スケジュール

● 8月12日 19時 事務所 神奈川合同支部会議	● 8月16日 10時 事務所 機関紙発送作業	● 8月16日 14時 寿公園 寿労働相談	● 8月18日 18時 事務所 横浜交通開発会議	● 8月19日 14時 横浜地裁502 丈夫屋県労委行政訴訟第1回弁論	● 8月19日 19時 事務所 神奈川労働相談センター会議	● 8月20日 10時 労働局共用第3会議室 神奈川労働局交渉	● 8月22日 13時 市従会館 JAL神奈川支援会議結成1カ年集会	● 8月22日 18時 厚木アミューズ イボン会議	● 8月23日 10時 事務所 神奈川PFT会議	● 8月23日 事務所 横浜YMCA会議	● 8月23日 14時 事務所 第11回支部代表者会議	● 8月24日 19時 事務所 第11回担当者会議	● 8月27日 19時 事務所 県共闘幹事会	● 8月31日 14時 県労委 しらゆり歯科県労委	● 8月31日 18時 会社 横浜交通開発団体交渉
------------------------------	----------------------------	--------------------------	-----------------------------	--	----------------------------------	------------------------------------	---------------------------------------	------------------------------	-----------------------------	-------------------------	--------------------------------	------------------------------	---------------------------	------------------------------	------------------------------

# 9・17証人尋問、裁判は山場に・傍聴を！ 労働組合を嫌悪した不当解雇・雇止めは絶対に許さない！

## しらゆり歯科

新型コロナウイルス感染拡大の影響で審理が遅れていた、しらゆり歯科裁判が動き出しました。次回期日は、9月17日、10時30分、502号法廷で証人尋問が行われます。会社側証人は、上林院長含め2名、原告側は組合員2名が証言に立ち、主尋問、反対尋問を一日かけて行います。

上林証人は、2018年11月の荒川、丹羽両組合員を理由なき懲戒解雇にし、そして昨年7月には真野組合員を雇止め。真面目に働く組合員を職場から排除した本人です。しかし、その後の組合との団交には一切出席せず、今回懲戒解雇理由を本人から初めて聞くこととなります。原告側も荒川、丹羽組合員が証言します。

現在、9月17日に向けて、組合を嫌悪するが故の不当な懲戒解雇であり、雇止めであったことを明らかにするべく、会社側証人への質問や原告証言の準備を着々と進めています。

尋問には準備万端で迫りますが、裁判での言い逃れを許さず、証人への力強いバックアップを傍聴席からお願いします。(佐藤)

## コロナ禍の労働組合の任務 8・4県共闘学習会

8月4日、平沼レストハウスで全労協の中岡事務局長を講師に招いて、働き方「改革」攻勢に対抗する反攻勢IIコロナ禍の中小企業・非正規労働者の闘いと労組の任務IIをテーマにした学習会が行われ、約30名の参加がありました。

コロナ禍での労働現場の実態は、テレワーク・在宅勤務の広がりによって、労働時間管理の形骸化や個々の労働者間のつながり(連帯)が希薄になることで労働者の分断と孤立化が進行する将来を示唆しています。一方で在宅勤務ができないキーワーカー(エッセ

ンシャルワーカー)が非正規や低賃金など劣悪な労働環境に置かれている実情が明らかにになりました。

労働者保護法制の撤廃・改悪によって労働者の団結を阻止し、結果使用者の言いなりにならざるを得ない労働者を生み出すことによって「世界で一番企業が活躍しやすい国」を目指すという安倍政権による働き方「改革」の真の狙いが、はからずもコロナウイルスの感染拡大によって証明されたと言えます。

中岡事務局長の提起は、このような状況だからこそ、改めて労働組合の必要性と任務の整理を再確認する契機となりました。一部の弁護士や社労士事務所がオンラインの「労働組合」を名乗り困窮している労働者から解決金をピンハネする行為もはびこる中、個々の職場の問題、状況に即した継続的な粘り強い交渉を続けることができるのが労働組合の生命線です。また、労働法制、特に非正規労働者の待遇改善につながる「パート有期労働法」を活用した闘いへの共有を深めることができた学習会となりました。ともに頑張っていきましょう。

(八木)



8月4日、平沼レストハウスで全労協の中岡事務局長を講師に招いて、働き方「改革」攻勢に対抗する反攻勢IIコロナ禍の中小企業・非正規労働者の闘いと労組の任務IIをテーマにした学習会が行われ、約30名の参加がありました。

コロナ禍での労働現場の実態は、テレワーク・在宅勤務の広がりによって、労働時間管理の形骸化や個々の労働者間のつながり(連帯)が希薄になることで労働者の分断と孤立化が進行する将来を示唆しています。一方で在宅勤務ができないキーワーカー(エッセ

ンシャルワーカー)が非正規や低賃金など劣悪な労働環境に置かれている実情が明らかにになりました。

労働者保護法制の撤廃・改悪によって労働者の団結を阻止し、結果使用者の言いなりにならざるを得ない労働者を生み出すことによって「世界で一番企業が活躍しやすい国」を目指すという安倍政権による働き方「改革」の真の狙いが、はからずもコロナウイルスの感染拡大によって証明されたと言えます。

中岡事務局長の提起は、このような状況だからこそ、改めて労働組合の必要性と任務の整理を再確認する契機となりました。一部の弁護士や社労士事務所がオンラインの「労働組合」を名乗り困窮している労働者から解決金をピンハネする行為もはびこる中、個々の職場の問題、状況に即した継続的な粘り強い交渉を続けることができるのが労働組合の生命線です。また、労働法制、特に非正規労働者の待遇改善につながる「パート有期労働法」を活用した闘いへの共有を深めることができた学習会となりました。ともに頑張っていきましょう。

(八木)

## 神奈川最賃審議会 1円アップの時給 1012 円を答申

全国どこでも今すぐ1000円以上  
最低賃金1500円の実現を！

中央最賃審議会が20年最賃の目安を示せず、現行水準維持が適宜という答申の中、地方の最賃審議会では、1〜3円のアップの答申が多く出されている。神奈川最賃審議会も8月5日に1円アップの1012円の答申を出した。経営者側委員は、最賃が上がると倒産が増え、雇用が守れないと最賃のアップに反対した。大企業の利益優先の経済の仕組みを棚上げし、しわ寄せを非正規労働者に押し付けるやり方である。

労働者側委員からもエッセンシャルワーカーの多くが最低賃金に張り付いた賃金で懸命に働いていると、最賃のアップの必要性の主張はあったが、最後は、公共委員会長の1円アップ提案にしつじぶ賛成する有り様であった。これは、最低賃金で働く労働者の代表委員を出せてないことと、最低生計費に基づいた最低賃金の審議ができていないことによるものである。

今日、最低賃金は、非正規労働者の賃金の底支えとなつていて、その最低賃金に張り付いて働く労働者が非正規の半数に及ぶ。企業内労組が、非正規を組織化し得てこなかったことにより最賃で働く労働者の意見は表に出て来ないし、最賃の審議に反映されてない。非正規労働者には、生活と雇用を優先せざるを得ない現実がある中で、最賃で働く非正規の声を反映させる労働運動が求められている。

いずれにせよ、「アベの最賃3%アップ」のかけ声に依存してきた最賃運動の限界を超えていかない限り、格差は拡大する一方である。コロナ禍で、最賃に張り付いて働く非正規の声により、全国どこでも今すぐ1000円以上、最低賃金1500円を実現させよう。(米山)